

運転免許試験等実施要領について（例規甲）

平成3年8月31日
兵警試例規第19号

運転免許試験等実施要領を下記のように定め、平成3年9月1日から実施する。

なお、運転免許試験等実施要領の制定について（昭和48年兵警運例規第16号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

- 1 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）及び運転免許事務取扱規程（平成元年兵庫県警察本部訓令第26号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、運転免許試験等（以下「免許試験等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において免許試験等とは、法第89条第1項に規定する運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第89条第3項に規定する検査（以下「技能検査」という。）又は法第91条に規定する免許の条件のうち、運転することができる車種限定条件解除の審査（以下「限定解除審査」という。）又は車種限定以外の条件解除の審査（以下「条件解除審査」という。）、法第100条の2に規定する再試験（以下「再試験」という。）及び令第32条の3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項、第32条の4、第32条の5第1項又は同条第2項に規定する緊急自動車運転資格審査（以下「緊急自動車運転資格審査」という。）をいう。

第2 免許試験等の日割等

- 1 交通部運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）は、免許試験等の日割を改正し、又は新たに免許試験等を行う場合は、免許の種類ごとに実施期日及び場所を決定し、その実施期日の1箇月前までに警察署長及び警部派出所長（以下「署長等」という。）に通知するものとする。ただし、細則第14条第1項第3号に規定する警察本部長（以下「本部長」という。）の指定する警察署及び警部派出所（以下「指定署等」という。）において行う免許試験の実施期日及び場所は、当該指定署等の長（以下「指定署長等」という。）が決定するものとする。
- 2 免許試験等の実施期日及び場所は、兵庫県自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）、警察署その他適当な場所に掲示し、受験者に周知するものとする。
- 3 免許試験を行う警察署等の指定
 - (1) 細則第14条第1項第3号の本部長の指定する指定署等は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 篠山警察署
 - イ 丹波警察署
 - ウ 飾磨警察署
 - エ 佐用警察署
 - オ 宍粟警察署
 - カ 美方警察署

- キ 洲本警察署
- ク 南あわじ警察署
- ケ 安積警部派出所
- コ 出石警部派出所
- サ 村岡警部派出所
- シ 香住警部派出所
- ス 津名警部派出所
- セ 津名西警部派出所

(2) 細則第14条第1項第4号の本部長の指定する場所は、次に掲げるとおりとする。

- ア 指定自動車教習所
- イ その他本部長が指定する場所

第3 免許試験等の受付

1 免許試験等の受付に当たっては、次に掲げる事項に留意し、誤りのないようにしなければならない。

(1) 免許試験

ア 運転免許申請書（規則別記様式第12）又は規程第3条に規定する運転免許申請書（仮免許用）、規程第4条に規定する受験（登録）票又は規程第4条に規定する仮運転免許試験受験票及び規程第4条に規定する電算入力票については、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (ア) 受けようとする免許の種類
- (イ) 受験資格の有無
- (ウ) 免許試験の一部を免除する事項及び理由
- (エ) 申請用写真及び兵庫県公安委員会暴力団対策事務、生活安全事務及び交通事務専用押出印（兵庫県公安委員会公印規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第10号）別表。以下「専用押出印」という。）又は委任交通事務専用プレス印（兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第15号）別表。以下「専用プレス印」という。）の鮮明度
- (オ) 免許試験手数料の額に相当する兵庫県収入証紙のちょう付の有無

イ 路上において技能試験を受けようとする者については、運転免許証（規則別記様式第14。以下「免許証」という。）又は仮運転免許証（規則別記様式第15。以下「仮免許証」という。）の記載内容を確認するものとする。

ウ 免許試験の一部を免除する者については、その申請に係る免許の種類ของすべてについて、同一の日に適性試験を行うものとする。

(2) 技能検査

技能検査申請書（規則別記様式第13）、受験（登録）票及び電算入力票については、次に掲げる事項を確認するものとする。

- ア 受けようとする検査の種類
- イ 受検資格の有無
- ウ 申請用写真及び専用押出印又は専用プレス印の鮮明度
- エ 技能検査手数料の額に相当する兵庫県収入証紙のちょう付の有無

(3) 限定解除審査等

限定解除審査及び条件解除審査（以下「限定解除審査等」という。）に伴う限定解除審査申請書（規則別記様式第13の5）又は条件解除（変更）審査申請書（細則様式第32号）については、免許証の記載内容と照合するとともに、限定解除審査手数料の額に相当する兵庫県収入証紙のちょう付の有無を確認するものとする。

(4) 再試験

ア 再試験受験申込書（規則別記様式第17の3）及び規程第4条に規定する再試験受験票については、次に掲げる事項を確認するものとする。

(ア) 受けようとする免許の種類

(イ) 受験資格の有無

(ウ) 専用押出印の鮮明度

(エ) 再試験手数料の額に相当する兵庫県収入証紙のちょう付の有無

イ 法第100条の2第5項に規定する「政令で定めるやむを得ない理由」のある者については、パスポート、医師の診断書、刑事収容施設の在所証明書等当該理由を証明する資料を提出させ、内容を確認するものとする。

(5) 緊急自動車運転資格審査

緊急自動車運転資格審査申請書（細則様式第33号）については、免許証の記載内容と照合確認するものとする。

2 免許試験等の申請を受理したときは、当該受験者に受験番号を交付するとともに、運転免許申請書（運転免許申請書（仮免許用）を含む。以下同じ。）、技能検査申請書、限定解除審査申請書、条件解除（変更）審査申請書、再試験受験申込書又は緊急自動車運転資格審査申請書に試験期日及び受験番号を、受験（登録）票（仮運転免許受験票を含む。以下同じ。）又は再試験受験票に試験期日、受験番号、免除事項等必要な事項を記載するものとする。

3 試験日ごとに交通部長が定める様式の運転免許試験等実施日報及び交通部長が定める様式の運転免許試験等実施状況表に必要事項を記載し、免許試験等の実施状況を明らかにしておくものとする。

4 運転免許申請書、技能検査申請書及び再試験受験申込書は、試験日ごとに一括し、交通部長が定める様式の運転免許試験等手数料総括表を添付の上、保存するものとする。

第4 試験官の指名

1 試験場長又は署長等は、適性試験等（規則第23条に規定する適性試験、規則第25条に規定する学科試験、条件解除審査、規則第28条の2に規定する学科再試験をいう。）を行う場合は、当該適性試験等を担当する警察職員（以下「試験官」という。）を当該適性試験等を行う当日にそれぞれ指名するものとする。

2 試験場長は、技能試験等（技能検査、規則第24条に規定する技能試験、限定解除審査又は規則第28条の2に規定する技能再試験をいう。）を行う場合は、運転免許技能試験官の指定等に関する規程（昭和59年兵庫県警察本部訓令第3号）により本部長から指定された技能試験官（以下「技能試験官」という。）のうちから当該技能試験等を担当する試験官を当該技能試験等を行う当日にそれぞれ指名するものとする。

3 試験場長は、緊急自動車運転資格審査を行う場合は、緊急自動車運転資格審査に関する教養を受けた技能試験官のうちから担当する試験官を当該資格審査を行う当日に指名するものとする。

第5 免許試験等実施上の留意事項

免許試験等を実施するに当たっては、親切丁寧かつ厳正公平を旨とし、受験者に誤解や不信を招くおそれのある言動はしないこと。

また、受験上の注意事項及び所要時間は、見やすい場所に掲示し、受験者にわかりやすく説明するとともに、不正受験の防止を図るため、受験（登録）票又は再試験受験票に貼付した写真又は免許証により受験者を確認照合すること。

1 免許試験

(1) 適性試験及び学科試験

ア 受験者が確実に入場しているかどうかを確認すること。

イ 不正な手段により免許試験を受け、又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）には退場を命じ、かつ、1年以内の期間を定めて免許試験を受けることができないものとする旨を通知すること。

ウ 質問は、他の迷惑とならないよう挙手の合図によるべきことを指示すること。

(2) 技能試験

ア 受験（登録）票に貼付した申請用写真と台紙にかけて交通部長が定める様式の兵公の打抜印を施すこと。

イ 技能試験の実施に当たっては、免許証又は仮免許証の携帯の有無を確認すること。

ウ 技能試験を受ける者の服装等が試験用車両の運転に不適切な場合は、補正その他必要な措置を講ずること。

2 技能検査

仮免許証及び受験（登録）票により、本人であることを確認する。

3 限定解除審査等

免許証により、本人であることを確認すること。

4 再試験

(1) 学科再試験

前記1の(1)に準じて行うこと。この場合において、「1年以内の期間を定めて免許試験を受けることができないもの」とあるのは「再試験を中止」と読み替えるものとする。

(2) 技能再試験

前記1の(2)に準じて行うこと。

5 緊急自動車運転資格審査

(1) 他の技能試験、技能審査又は技能再試験と同時に、又は並行して行わないこと。

(2) 審査を受ける者の服装が緊急自動車の運転に不適切な場合は、補正その他必要な措置を講ずること。

(3) 免許証により、本人であることを確認すること。

第6 免許試験等の実施

1 免許試験

(1) 適性試験

ア 適性試験は、聴力、運動能力、視力、色彩識別能力及び深視力の科目の順に行うものとする。

イ 適性試験は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (ア) 運動能力は、跳躍、挙手、手指の屈伸等の方法によること。この場合において、跳躍は各下肢ごとに、挙手は体側に沿って反動をつけないで両手を挙げ、手指の屈伸は完全に屈伸させて行うこと。
 - (イ) 視力等の測定方法は、次に掲げるとおりとする。
 - a 視力は、視力検査器又は万国式試視力表を用いて一眼ごと及び両眼の順に行うこと。
 - b 視野の測定は、視野計を用いて行うこと。
 - c 合否の判定については、免許の種類ごとの合格基準を厳格に遵守すること。
 - (ウ) 色彩識別能力は、視力検査器又は国際試視力表を用いて行い、色盲又は色弱の疑いがある者については、必要に応じ色紙又は色ガラスを用いること。
 - (エ) 聴力は、適性試験を行う際の応答の状況により判断することとし、聴力に障害があると認められる者については、聴力検査器を用いること。
- ウ 適性試験を行ったときは、その都度受験者に係る受験（登録）票に適性試験の科目ごとにその結果を記載するものとする。
- エ 適性試験の科目の一部が合格基準に達しない者については、他の科目に係る適性試験を行わないものとし、当該受験（登録）票に「適性否」と記載し、不合格であることを明らかにしておくものとする。

(2) 学科試験

ア 学科試験は、次に掲げる要領により行うものとする。

(ア) 試験問題等

試験問題、解答時間及び解答用紙については、次に掲げるとおりとする。

a 仮運転免許

試験問題は、正誤式の文書問題50問を出題し、解答は、30分以内に交通部長が定める様式の学科試験答案用紙により行わせること。

b 原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許

試験問題は、正誤式の文書問題46問及びイラスト問題2問を出題し、解答は、30分以内に学科試験答案用紙により行わせること。

c その他の免許

試験問題は、正誤式の文書問題90問及びイラスト問題5問を出題し、解答は、50分以内に学科試験答案用紙により行わせること。

(イ) 採点方法等

採点方法、採点基準等は、次に掲げるとおりとする。

a 電子計算機による採点

前記(ア)のaからcまでに規定する学科試験答案用紙により試験を行ったときは、電子計算機により採点を行い、その結果を学科試験採点表に印字すること。

b 合格基準

合格基準は、100点満点で90点以上とすること。

c 合否の記載

学科試験の合否が決定したときは、受験（登録）票の「学科」欄に、合格者については合と記載してその上に前任の試験官が押印し、不合格者については斜線を引いて、それぞれ合格又は不合格の別を明らかにしておくこと。

d 学科試験答案用紙の編冊

採点を終了した学科試験答案用紙は、試験日ごとに取りまとめ、交通部長が定める様式の学科試験答案総括表を添付の上、編冊しておくこと。

イ 試験問題の保管及び使用

- (ア) 試験問題は、試験場においては試験場長、指定署等においては警察署長が保管の責めに任じ、堅ろうな保管庫等に収納して施錠しておくものとする。
- (イ) 試験問題は、その種別ごとに一連の整理番号を付し、交通部長が定める様式の学科試験問題保管簿に登載して保管の状況を明らかにしておくものとする。
- (ウ) 試験問題は、試験場においては場長補佐が、指定署等においては交通課長又は警部派出所長が免許試験の当日、交通部長が定める様式の学科試験問題指定簿に登載の上、試験場長又は警察署長の決裁を受けて使用するものとする。

ウ 試験問題の作成

試験場長は、試験問題を交通実態に即応したのものとするため、おおむね年1回以上改定するものとする。

(3) 技能試験

ア 技能試験は、次に掲げる要領により行うものとする。

(ア) 実施基準

技能試験等は、警察庁が示す運転免許に係る運転免許技能試験実施基準（以下「技能試験実施基準」という。）に基づき行うこと。

(イ) 採点方法等

a 採点方法

採点は、交通部長が定める様式の技能試験成績表により行うこと。

b 合否の記載

技能試験の合否が決定したときは、当該受験（登録）票の「技能」欄に合格者については合と記載してその上に当該試験を行った試験官が押印し、不合格者については斜線を引いて、それぞれ合格及び不合格の別を明らかにしておくこと。

c 技能試験成績表の編冊

採点を終了した技能試験成績表は、試験日ごとに取りまとめ、交通部長が定める様式の技能試験成績表総括表を添付の上、編冊しておくこと。

イ 技能試験日の指定

試験場長は、技能試験の円滑を図るため、試験日時を指定する必要があるときは、技能試験受験者に対し、当該試験日を指定するものとする。

2 限定解除審査等

(1) 限定解除審査

限定解除審査における技能審査は、技能試験実施基準に基づき行うものとする。

(2) 条件解除審査

条件解除審査は、前記1の(1)に準じて行うものとする。

3 再試験

再試験は、前記1の(2)及び(3)に準じて行うものとする。

4 緊急自動車運転資格審査

- (1) 緊急自動車運転資格審査は、警察庁が示す緊急自動車の運転資格の審査の実施要領に

基づき行うものとする。

- (2) 緊急自動車運転資格審査の判定は、交通部長が定める様式の緊急自動車運転資格審査判定表に記録して行うものとする。

第7 免許試験等における不正受験者に対する措置

- 1 不正受験者を発見した場合は、その動機、手段、方法その他必要な事項を調査しなければならない。
- 2 不正受験者の調査に当たっては、言動に注意するとともに、当該不正事案の態様等に応じて適切な取扱いをしなければならない。
- 3 不正受験者の供述を録取したときは交通部長が定める様式の供述録取書を、証拠品その他関係物件を領置したときは交通部長が定める様式の不正受験関係物件取扱書をそれぞれ作成して、その状況を明らかにしておくものとする。
- 4 試験場長及び指定署長等は、不正受験者を発見したときは、交通部長が定める様式の不正受験発見報告書に関係書類を添えて、本部長に報告するものとする。

第8 免許試験等の合格者に対する措置等

- 1 免許試験等の合格者に対する合格通知は、免許試験等を実施した場所に、その者の受験番号を掲示して行うものとする。ただし、必要により口頭による通知をもってこれに替えることができる。
- 2 免許試験等の合格者に対しては、安全運転に関する講習を行うものとする。
- 3 合格決定書（合格者の受験（登録）票、条件解除（変更）審査申請書、限定解除審査登録票、再試験受験票又は緊急自動車運転資格審査申請書に、免許試験等に合格した旨を記載したものを用いる。）の作成は、次に掲げる手続により行うものとする。
 - (1) 合格決定印は、原則として免許試験等を担当する場長補佐以上の職にある者が、当該免許試験等の試験科目ごとの試験成績表に記載された成績が合格基準に達していることを確認の上押印し、試験場長の決裁を受けること。ただし、署長等の行う免許試験等についての合格決定印は、当該署長等の印を押すものとする。
 - (2) 免許の条件については、適性試験の結果に基づき記載すること。

第9 免許試験等の不合格者等に対する措置

- 1 免許試験等（再試験を除く。）の不合格者に対しては、その者に受験（登録）票を返還し次回の試験日、受験の要領等必要な事項を通知するものとする。
- 2 規則第28条の規定により運転免許試験成績証明書（規則別記様式第17の2）の交付をするときは、当該交付の申請をした者に対し交通部長が定める様式の運転免許試験成績証明書交付申請書を提出させるとともに、当該申請をした者の試験の結果と確実に照合しなければならない。

第10 報告

- 1 試験場長は、免許試験等の合格者に係る合格決定書を交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）に送付するものとする。
- 2 署長等は、免許試験及び限定解除審査等の合格者に係る合格決定書を免許課長に送付するものとする。
- 3 署長等は、免許試験及び限定解除審査等の実施結果を交通部長が定める様式の免許試験等実施状況報告書により、翌月5日までに試験場長を経由して本部長に報告するものとする。